

令和7年度第3回（第187回）

福岡市都市計画審議会

（その他諮問事項）

令和8年2月2日（月）

天神スカイホール（メインホールB）

	件 名
1	福岡市都市計画マスタープランの改定

※ 別冊資料

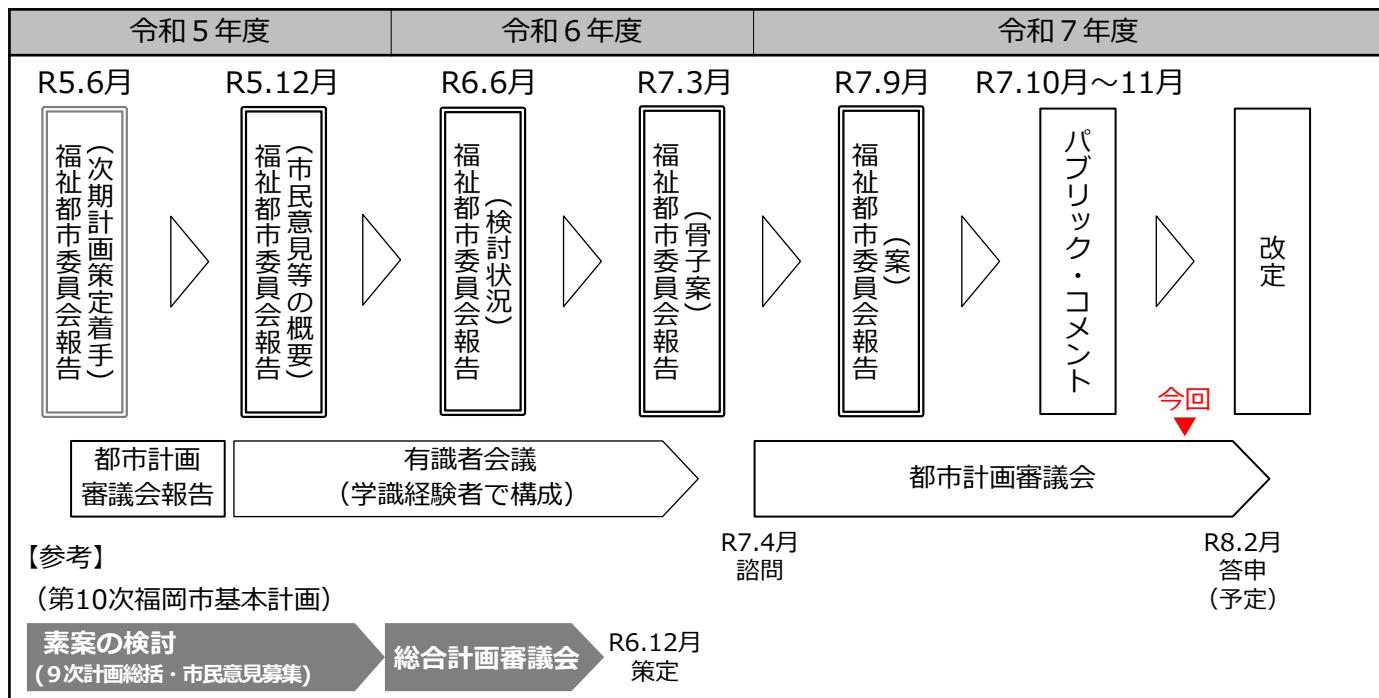
別冊1 福岡市都市計画マスタープラン（案）

福岡市都市計画マスタープラン（案）について

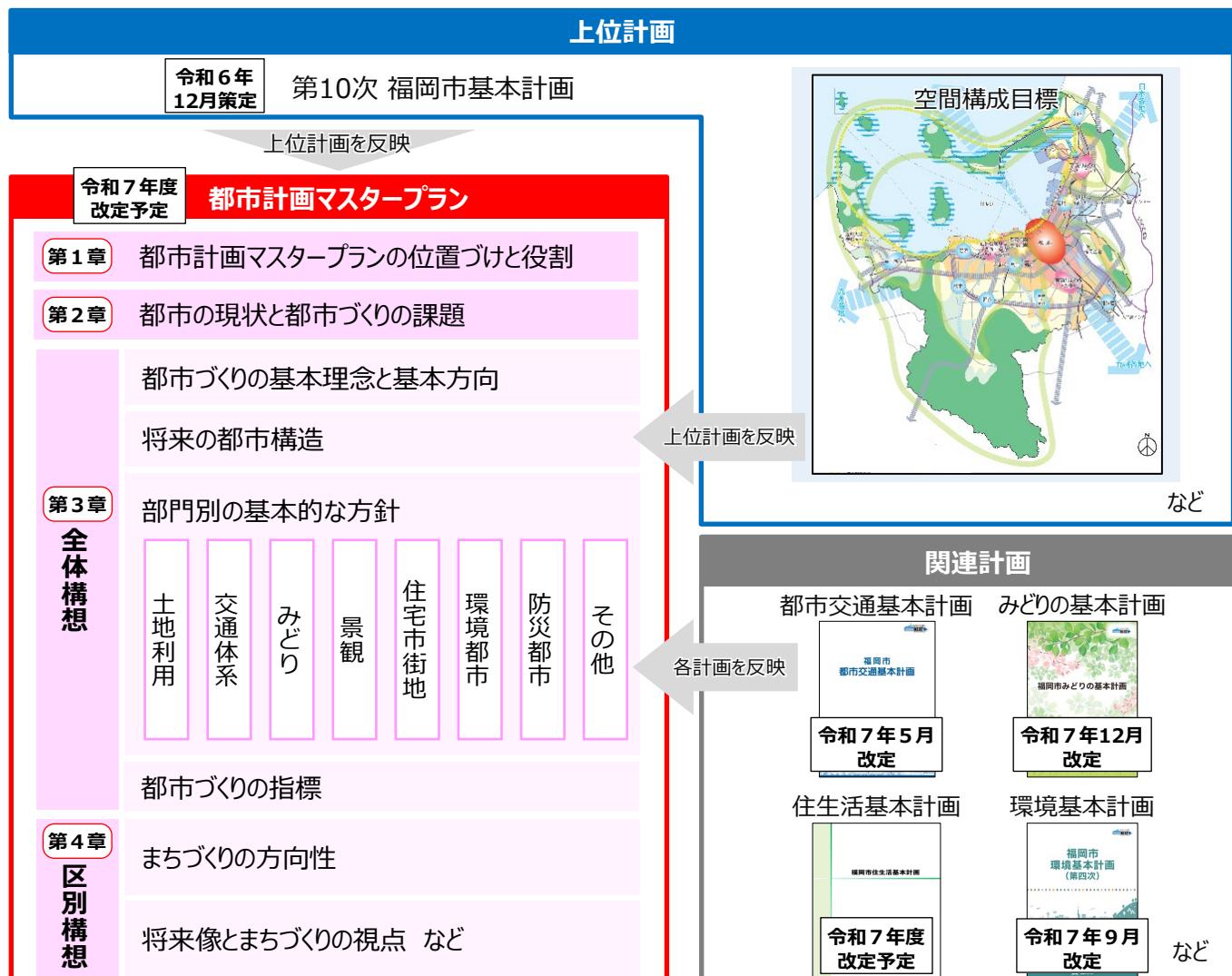
都市づくりの指針となる「都市計画マスタープラン」の改定については、上位計画である福岡市基本計画や関連計画の検討と連携し、市民や議会、有識者等の意見を踏まえながら検討を進めてきた。

都市計画審議会においては、令和7年4月の諮問に基づいて継続的に審議を行ってきたところであり、今回、改定案の答申に向けた審議を行うもの。

＜改定スケジュール＞



＜改定案の構成＞



福岡市都市計画マスタープラン（案）に対する 市民意見募集（パブリック・コメント）の実施結果について（案）

1. 実施の主旨

「福岡市都市計画マスタープラン」の改定にあたり、広く市民の意見を反映させるため、改定案に対する市民意見の募集を下記の通り実施しました。

2. 実施方法

（1）意見募集期間

令和7年10月20日（月）～11月19日（水）

（2）案の閲覧・配布場所等

情報プラザ（市役所1階）、情報公開室（市役所2階）、
住宅都市みどり局都市計画課（市役所4階）、
各区役所情報コーナー、入部出張所、西部出張所、市ホームページ

（3）意見の提出方法

郵送、FAX、電子メール、オンライン、窓口

3. 意見の提出状況

意見提出者数：39名 意見件数：延べ93件

<内訳>

内容	意見件数
第1章 都市計画マスタープランの位置づけと役割	0件
第2章 都市の現状と都市づくりの課題	2件
第3章 全体構想	58件
第4章 区別構想	21件
その他	12件
合計	93件

4. 意見要旨および意見への対応

■原案修正:6件、□原案どおり:81件、○記載あり:5件、▽その他:1件

〈第1章 都市計画マスタープランの位置づけと役割〉 意見なし

〈第2章 都市の現状と都市づくりの課題〉

	意見要旨	対応と考え方	
1	「市民生活の基盤となる住宅地においては、日常生活に必要な機能の充実など、利便性が高く、安全・安心な住環境を形成するとともに、公共交通事業者などと連携し、生活圏において、日常生活を支える生活交通の確保を図る必要があります。」とあるが、その背景や目的を記載してはどうか。	■原案修正 (12ページ)	背景・目的を追記しました。
2	東区香椎地区の水没が頻繁に起きている。「平時からハード・ソフトの両面で被害を最小限に抑える(災害に強いまちづくりを進める必要がある)」とあるが、早急に整備を行う文言が必要である。	□原案どおり (49ページ)	下水道及び河川に係る基本的な方針において、「必要な浸水対策の推進」や「流域治水の推進」を位置付けており、香椎川においては、現在、早期完了をめざして、地下河川の整備を進めています。 ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。

〈第3章 全体構想〉

(1) 都市づくりの基本理念と基本方向

	意見要旨	対応と考え方	
3	「コンパクトでコントラストのある都市」というのは、とてもよい。	○記載あり (18ページ)	ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
4	都市づくりの基本理念に、ウォーターフロントを活かしたまちづくり計画を盛り込み、博多湾の唯一無二の素晴らしい景観や、海に接した好立地を活かしてもらいたい。		都市づくりの基本方向Ⅰに、豊かな自然環境を生かした魅力ある空間の形成を位置付けております。
5	博多湾やウォーターフロントは、今後の都市の成長の重要な資源であることから、「海に開く都市」というキーワードを全体構想に明記し、都市の成長の方向性として、海の活用を前面に示してもらいたい。	□原案どおり (19,26~28ページ)	また、中央ふ頭・博多ふ頭(ウォーターフロント)については、都心部の将来の都市構造に、都市活力を牽引する都心部における「都心核」として位置付け、めざす姿に海に開かれた地区の形成を示すとともに、博多湾については、将来の都市構造に、連続した緑地と水際空間を形成する「博多湾水際帯」として位置付けており、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
6	全体構想と博多区の構想において、博多湾やウォーターフロントを「都市の成長」と「自然共生」を両立するモデルエリアとして位置づけ、海辺の自然環境を保全・再生しながら、MICE・観光・文化・経済が共存する自然共生型の海のまちづくりを進める方針を明文化することを要望する。		

	意見要旨	対応と考え方	
7	「市民生活の核となる拠点の機能強化・連携を図ります。」とあるが、交通の連携の案内が不十分であり、交通体系の構築と連携を強化する文言が必要である。 例えば、エリアを色や記号で示して、分かりやすく案内できるような仕組みが必要ではないか。	□原案どおり (34 ページ)	交通体系づくりの基本的な方針①において、来街者にも分かりやすく使いやすい交通体系づくりや、公共交通を主軸とし多様な交通手段が相互に連携した持続可能な総合交通体系の構築に取り組むこととしており、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
8	「基本方向5 環境にやさしく、みどり豊かな都市の形成」とあるが、路地面積当たりの植栽面積の割合など、「みどり豊かな」の指標や目標数値を具体化しないと、基本方向5の達成度は曖昧なまま終わってしまうのではないか。	□原案どおり (52 ページ)	都市づくりの指標については、第10次福岡市基本計画や関連計画の指標を踏まえ整理しており、基本理念3及び基本方向5に関連のある指標として、「全市域におけるみどりの面積」を位置付けております。 ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
9	いつ災害が起こるか分からないので、しっかりと備えることが大事である。	□原案どおり (21 ページ)	都市づくりの基本方向6に「災害に強く安全・安心な都市空間の形成」を位置付けており、ハード・ソフトの両面から災害に強いまちづくりと、安全・安心な都市空間の形成に取り組んでまいります。 ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
10	抽象的な表現でなく、イメージできるイラストや具体事例などを交え、市民が理解できる内容となっている。また、住民の実感として、さらにはまちが発展していく方向性として共感できる部分が多い計画と感じる。	○記載あり (22,23 ページ)	コンパクトな都市やエリアの個性や強みが生かされたまちのイメージ図を掲載しており、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
11	基本理念に、『コントラストのある』という文言が追加されたことは、持続可能な都市をめざしていく上で必要不可欠な要素であり、非常に良いが、意味の説明やイメージ図があると共通認識を持てるのではないか。		
12	都心部のパースに「エリアマネジメント団体などの多様な主体との連携による賑わい」や「花や緑、アートによる彩りと潤い」を感じる要素として、道路や水辺などの公共空間やアートの要素を表現してはどうか。 また、マイカーに代えて、BRT や自動運転の新交通システム、新しいシェアモビリティなどを走行させてはどうか。	■原案修正 (22 ページ)	「エリアマネジメント団体などの多様な主体との連携による賑わい」を感じる要素について、図を修正しました。
13	歴史を生かした地区にとって、景観は大切であり、イラストに「景観」の文言も加えるとよい。	■原案修正 (23 ページ)	文言を修正しました。
14	イラストの中に、「歴史・文化」とあるが、景観計画では「歴史・伝統ゾーン」の指定があったように思う。 「歴史・文化」と「歴史・伝統」の違いは。	□原案どおり (23 ページ)	上位計画などを踏まえ、都市計画マスターplanでは「歴史・文化」と記載しています。 「歴史・伝統ゾーン」については、平成28年3月に指定した景観計画区域の名称です。

(2) 将来の都市構造

意見要旨		対応と考え方	
15	博多港は、老朽化施設の更新、物流機能の高度化、クルーズ対応、歩行者空間の整備などの課題を抱えており、国際物流拠点、旅客交流拠点、水辺空間の公共利用など、港湾を中心に据えた都市構造の再整理と、計画的な港湾の再整備が不可欠と思われる。	□原案どおり (25,28 ページ)	中央ふ頭・博多ふ頭（ウォーターフロント）については、都心部の将来の都市構造において「都心核」に位置付けるとともに、アイランドシティについては、将来の都市構造において「魅力・活力創造拠点」に位置付けており、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
16	ウォーターフロント地区を福岡市の経済、国際交流の拠点として、大胆に、大規模に、長期的視点をもって整備する計画を示すとともに、都市の成長エンジンとしての位置づけを明確にし、福岡市の新たな顔、新たな拠点として盛り込んでもらいたい。		
17	「福岡のウォーターフロント地区を日本の副首都構想を踏まえた戦略的拠点とする」旨を明記し、将来像や機能配置、交通体系などの方向性を明確に示してはどうか。		
18	ウォーターフロントの再開発、中央ふ頭の埋立延伸、国際クルーズ船対応港湾の整備、6万人規模の多目的スタジアムの整備、MICE機能を備えた国際水準のホテル・コンベンション施設の誘致により、アジア最大級の海の玄関口の形成を図ってはどうか。		
19	糸島・能古島・志賀島・福岡市ウォーターフロントを結ぶ回遊道路や市内地下鉄を増設し、民間投資を誘致してはどうか。 特に、サンパレス・国際センター地区の再開発は喫緊の課題であり、民間投資も考慮したウォーターフロント開発が望まれる。	□原案どおり (28 ページ)	中央ふ頭・博多ふ頭（ウォーターフロント）については、都心部の将来の都市構造に、都市活力を牽引する都心部における「都心核」として位置付けており、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
20	ウォーターフロント地区に立地する現在のクルーズ機能について、将来の港湾機能再編や土地利用転換を見据えた「移転・再配置の方針」を、都市計画マスターplanの中で検討・記述すべき。		
21	中央ふ頭・博多ふ頭を、にぎわい創出や国際交流の拠点として高度利用するためには、多額の民間投資を受け入れる、大規模かつ連続した空間の確保が不可欠であるため、クルーズ機能や物流機能の再配置に関する方向性を「現状と課題」に明示しておくことが重要である。		

意見要旨		対応と考え方	
22	大博通りから中央ふ頭までを結ぶ次世代ロープウェイの導入により、都市観光と交通利便性を両立し、将来的には、博多駅—中央ふ頭—海の中道—（玄界灘）の新国際空港を結ぶ地下鉄新線の整備を視野に入れてはどうか。	□原案どおり (35 ページ)	交通体系づくりの基本的な方針②の取組みの基本的な方針において、「拠点へのアクセス強化」を位置付けており、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
23	南海トラフ地震等におけるバックアップ機能や、プライベートジェットや国際チャーター便の受け入れ、防衛・安全保障の観点から、玄界灘に24時間運用可能な国際空港を建設し、福岡空港の容量限界を補完してはどうか。		
24	防衛拠点となる施設を併設した24時間国際空港（玄界灘に新設）や、ウォーターフロントの開発、それらを結ぶ博多駅からの回遊アクセスの新設が必要である。	□原案どおり	ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
25	今後の20年～30年を見据えた都市戦略として、「副都心構想」を明確に位置づけ、ウォーターフロントと国際空港の再構築を含むインフラ整備を都市構造の柱として明記すべき。		

(3) 部門別的基本的な方針

① 土地利用の基本的な方針

意見要旨		対応と考え方	
26	道路空間を利用したイベントの画像が、どの方針に紐づくのかが分かりやすい表現に改めたほうが良いと思う。	■原案修正 (31 ページ)	写真のタイトルを修正しました。
27	「彩りと潤い、賑わいのある魅力的な都市空間の形成」の実現に向けて、公園、広場、公開空地、河川敷などの公共空間を、都市の成長と交流を促す「機動的な屋外サービス（キッチンカー等）」の展開拠点として戦略的に位置付けるべき。		
28	都心部で見られる無許可の路上弁当販売は、福岡市の国際的な都市イメージを損なっている。 「計画的な公共空間の活用」を推進すると同時に取締りを強化し、法令を遵守した秩序ある環境を確立することを強く要望する。	□原案どおり (31 ページ)	土地利用の基本的な方針②の取組みの基本的な方針において、「多様な主体との連携による、さらなる賑わいや新たな活動の創出、交流を促す場づくり」を位置付けており、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。

意見要旨		対応と考え方	
29	都心部の取組みの基本的な方針にある「市民や来街者が安心して楽しく回遊できる快適で質の高い歩行者空間の創出」について、都心部に滞在してもらうまちづくりがこれから求められるため、「滞在」を追加してはどうか。	□原案どおり (31 ページ)	土地利用の基本的な方針②の取組みの基本的な方針において、「多様な主体との連携による、さらなる賑わいや新たな活動の創出、交流を促す場づくり」を位置付けており、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
30	少子高齢化や就労多様化が進む中、地域拠点や日常生活圏の交通結節点（駅前広場等）に、地域経済の活性化と市民生活の質向上に大きく寄与する「移動型サービス（飲食や物販）」を誘致し、生活利便性を補完する都市機能の一つとして体系的に組み込むことを提案する。	□原案どおり (32 ページ)	土地利用の基本的な方針③の取組みの基本的な方針において、「地域の拠点における商業・業務機能の充実・強化」と「地域特性に応じた生活利便性の確保」を位置付けており、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
31	市街化調整区域の区域指定型制度等の運用について、空き家の賃貸化に必要な手続きや書類の簡素化などを検討してはどうか。		
32	市街化調整区域の空き家の活用にあたっては、地域住民の交流の場としての用途、移住者たちの交流スペースのような用途など、コミュニティの維持・活性化につながる用途は容認する仕組みがあればと思う。	□原案どおり (32 ページ)	土地利用の基本的な方針④の取組みの基本的な方針において、「空き家・空き地などの既存ストックの有効活用」を位置付けており、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
33	市街化調整区域では、地域の産業も停滞していると考えられるため、空き家に住み替えて、そこで創業するような人を呼び込む支援策を検討してはどうか。		
34	「地域特性に応じた地域の主体的なまちづくりの取組み支援」のイメージ図について、説明等を追加した方が良いのではないか。	■原案修正 (33 ページ)	図に説明を追加しました。

② 交通体系づくりの基本的な方針

意見要旨		対応と考え方	
35	公共交通をこれからも大切にしていくために「持続可能な交通体系づくり」がしっかりと示されていることに安心した。 高齢者や子ども連れの方など、誰もが移動しやすいまちをめざして、公共交通を守り、より使いやすくしていこうという方向性が伝わってきてとても心強く感じた。	○記載あり (34,35 ページ)	ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
36	官民の連携を推進して、多様な交通モードが連携した便利で移動しやすい交通体系を実現してほしい。	□原案どおり (34 ページ)	交通体系づくりの基本的な方針①に「公共交通を主軸とした持続可能な総合交通体系の構築」を位置付けており、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。

	意見要旨	対応と考え方	
37	「公共交通の利便性向上と利用促進」の文言に「相互の乗り入れの連携リレーション」の文言を加えるべき。 具体的には、二次元バーコードを活用すれば、動画などで分かりやすく交通体系を案内できるのではないか。	□原案どおり (34 ページ)	交通体系づくりの基本的な方針①において、来街者にも分かりやすく使いやすい交通体系づくりや、公共交通を主軸とし多様な交通手段が相互に連携した持続可能な総合交通体系の構築に取り組むこととしており、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
38	都市高速道路（特に貝塚ジャンクション周辺）の渋滞を緩和してもらいたい。	□原案どおり (34,35 ページ)	交通体系づくりの基本的な方針①の取組みの基本的な方針において、「公共交通の利便性向上」を位置付けるとともに、方針②の取組みの基本的な方針において、「道路交通の円滑化」などを位置付けており、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
39	道路も地下鉄も混雑しているので、税金を使って対策してほしい。		
40	渋滞がひどいため、新しい交通手段である「Zippar」が欲しい。	□原案どおり (35 ページ)	交通体系づくりの基本的な方針②の取組みの基本的な方針において、「道路交通の円滑化」や「拠点へのアクセス強化」などを位置付けており、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
41	取組みの基本的な方針に、都市交通基本計画に新たに追加された項目であり、都心部の交通環境づくりにおいて、官民が連携する象徴的な取組みである「人を中心とした歩きたくなる回遊空間の創出」を追加してはどうか。	□原案どおり (31,35 ページ)	交通体系づくりの基本的な方針②において、多くの人や物が集中し交流する都心部を支える交通環境づくりに取り組むこととしております。 また、土地利用の基本的な方針②の取組みの基本的な方針において、「市民や来街者が安心して楽しく回遊できる快適で質の高い歩行者空間の創出」を位置付けており、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
42	老朽化により歩道が凸凹していて、歩行者の安全面に支障をきたしている。 また、歩道の有効幅員が現在の基準を満たしていない箇所もあるため、老朽化した歩道の再整備や有効幅員の確保に取り組む旨の記載をお願いする。	□原案どおり (35 ページ)	交通体系づくりの基本的な方針③の取組みの基本的な方針において、「安全・安心な道路整備」を位置付けており、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。

③ みどりづくりの基本的な方針

	意見要旨	対応と考え方	
43	「渡り鳥や生物多様性の保全・回復・創出」「生物の生育・生息空間の確保」という文言が入っているのはとてもうれしい。 「みどりづくり」や「みどり豊か」の概念の中に、人間以外の生物から見た視点を取り入れてもらいたい。	□原案どおり (36 ページ)	みどりづくりの基本的な方針①の取組みの基本的な方針において、「生物多様性の保全・回復・創出」を位置付けており、生物の生育・生息空間の創出などについても、みどりが担う多様な役割の一つに含まれています。 ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。

意見要旨		対応と考え方	
44	福岡市がみどりあふれるまちになることを期待している。近年は夏に外を出歩けないほど暑く、まちなかの道やたまり場に、緑陰をつくってほしい。	<input type="checkbox"/> 原案どおり (37 ページ)	みどりづくりの基本的な方針③の取組みの基本的な方針において、「公園や街路樹の整備・管理」を位置付けており、気温上昇の抑制や緑陰の形成など、市民や来訪者が潤いや安らぎを感じられ、歩いて楽しい街並みの創出に取り組んでまいります。 ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
45	公園の雑草が伸びていて、こどもが遊べないので、除草の回数を増やしてほしい。	<input type="checkbox"/> 原案どおり (37 ページ)	みどりづくりの基本的な方針③の取組みの基本的な方針において、「公園や街路樹の整備・管理」を位置付けており、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
46	舞鶴公園の三ノ丸広場は、収容人数が多い割にトイレの数が圧倒的に足りておらず、公衆トイレを新設すべき。 新設するトイレは、女性用トイレを充実(男性用便器1に対して女性用便器3以上)させるとともに、車椅子利用者用、オストメイト利用者用、子ども用のトイレや、おむつ替えの場所をそれぞれ独立させるべき。	<input type="checkbox"/> 原案どおり	ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
47	方針④に「山林や海岸林の美しい自然景観など、歴史的背景や文化的価値のあるみどりを守り、継承」とあるが、「取組みの基本的な方針」に具体策がない。 市民共有の貴重な景勝地を、気軽に、安全に市民に開放する決意と具体策を反映してもらいたい。	<input type="checkbox"/> 原案どおり (37 ページ)	みどりづくりの基本的な方針④の取組みの基本的な方針において、「法律・条例等によるみどりの担保」を位置付けており、特別緑地保全地区の指定などによる保全を行うとともに、歴史・伝統文化の体験や観光情報発信など、観光拠点づくりにも取り組んでまいります。 ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。

④ 景観づくりの基本的な方針

意見要旨		対応と考え方	
48	景観づくりの「計画的なまちづくりにあわせた賑わいと活気のある景観づくり」は重要な点である。	<input type="radio"/> 記載あり (41 ページ)	ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。

⑤ 住宅市街地づくりの基本的な方針

意見要旨		対応と考え方	
49	第一種低層住居専用地域において、建ぺい率・容積率の緩和と戸建住環境形成地区（特別用途地区）の指定を組み合わせることで、良好な住環境を守りつつ、高齢化社会等への対応を図るため、方針①「良好な住環境の保全・形成」の取組みの基本的な方針に「戸建住環境形成地区（特別用途地区）の指定とゆとりある居住空間の誘導」を追加してはどうか。	□原案どおり (42 ページ)	住宅市街地づくりの基本的な方針①の取組みの基本的な方針において、「地域特性に応じた良好な住環境づくり」を位置付けております。 また、本市では、郊外部の第一種低層住居専用地域内における高齢化の進展や人口減少などの課題への対応として、戸建住環境形成地区の都市計画決定を行っており、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
50	都心周辺ではマンション開発等が進んでいるが、地価高騰にともない一般の市民には買えなくなっているように思う。 一般の市民が暮らしやすい住環境を整える政策もお願いする。	□原案どおり (42,43 ページ)	住宅市街地づくりの基本的な方針②・③に「みんなにやさしい居住環境の形成」や「住宅セーフティネットの充実」を位置付けており、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
51	みんなにやさしい居住環境の形成に、外国人居住者との共生が必要ではないか。 安全・安心に暮らせるよう、全ての住民が秩序やルールを守り、共生を図る必要がある。	□原案どおり (42 ページ)	住宅市街地づくりの基本的な方針②の取組みの基本的な方針において、「多様な世帯・世代が暮らしやすいまちづくりの促進」を位置付けております。 また、外国人住民に対しては、多言語による情報提供や、出前講座の実施などにより生活ルール・マナーの周知・啓発に取り組んでおり、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
52	警固断層付近や都心部に限らず、大きな建物の耐震化が急務であり、築年数が経過した建築物について、建替えを含む耐震化支援策の策定が必要ではないか。	□原案どおり (43 ページ)	住宅市街地づくりの基本的な方針④の取組みの基本的な方針において、「災害に強い住まい・まちづくりの促進」を位置付けており、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
53	老朽化した分譲マンションの建替えについて、容積率や高さ制限の緩和、税制優遇などによる支援が必要である。	□原案どおり (44 ページ)	住宅市街地づくりの基本的な方針⑤の取組みの基本的な方針において、「円滑な維持修繕・再生の促進」を位置付けており、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。

⑥ 環境都市づくりの基本的な方針

意見要旨		対応と考え方	
54	環境配慮は必要であるが、費用対効果がかなり有効な策のみを実行してほしい。	□原案どおり (45,46 ページ)	環境施策については、中長期的視点を踏まえ、その費用対効果も勘案しながら適切な推進に努めてまいります。 ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。

⑦ 防災都市づくりの基本的な方針

意見要旨		対応と考え方	
55	「防災都市づくりの基本的な方針」方針①「水害に強い都市づくり」の取組みの基本的な方針に「浸透施設（レインガーデンなど）」及び「貯留施設等（グランドダムなど）」を追加してはどうか。	<input type="checkbox"/> 原案どおり (47 ページ)	防災都市づくりの基本的な方針①において、雨水貯留・浸透施設の整備などを推進することとしており、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
56	水害に強い都市づくりとして、河川改修、下水道強化、雨水貯留などが掲げられているが、災害の規模は年々「想定外」となり、これらの対策だけでは不安が残る。浸水が想定される地域では、高台避難場所の整備など、「想定外」でも対処できる施設が必要ではないか。	<input type="checkbox"/> 原案どおり (48 ページ)	防災都市づくりの基本的な方針③において、安全に避難できる避難場所の確保に取り組むこととしており、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。

⑧ その他の部門の基本的な方針

意見要旨		対応と考え方	
57	陥没事故が起きないように、下水管のメンテナンスをしっかりとしてほしい。	<input type="checkbox"/> 原案どおり (49 ページ)	下水道に係る基本的な方針の取組みの基本的な方針において、「下水道施設の適切な維持管理・更新」を位置付けており、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
58	現在、城南中学校横の住宅団地を解体しているが、子どもたちのためにサブ運動場やサブ体育館をつくってもらいたい。	<input type="checkbox"/> 原案どおり (51 ページ)	学校施設については、福岡市小中学校施設整備指針等に基づき整備等を進めており、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
59	子供たちの命を最優先し、早急に小中高とも体育館にはエアコンを設置してもらいたい。	<input type="checkbox"/> 原案どおり (51 ページ)	小・中学校、高等学校に限らず、特別支援学校を含む全市立学校の体育館に、令和7年度から9年度までの3年間で空調設備を設置予定です。

(4) 都市づくりの指標

意見要旨		対応と考え方	
60	都市づくりの各指標について、市内一律ではなく地域別に把握するなどして、各地域の特性や状況に応じた、より効果的な施策推進につながることを期待する。	<input type="checkbox"/> 原案どおり (52 ページ)	都市づくりの指標については、第10次福岡市基本計画や関連計画の指標を踏まえ整理しており、これらの指標の動向を踏まえ、関連する施策の推進に取り組んでまいります。また、地域の特性や課題に応じたきめ細かなまちづくりを進めるため、地域の主体的なまちづくりの取組みを支援してまいります。ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。

〈第4章 区別構想〉

意見要旨		対応と考え方	
61	かしいかえん跡地について、大規模空閑地としてまちづくりを行なうべく、「現況と課題」に今後の検討課題として記載してはどうか。	□原案どおり (30 ページ)	土地利用の基本的な方針①の取組みの基本的な方針において、「大規模な土地利用転換における適切な土地利用の誘導と周辺環境との調和」を位置付けており、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
62	箱崎ふ頭の拡張と自動化コンテナ港の導入により、物流機能の高度化と経済基盤の強化を図ってはどうか。	□原案どおり (57,59 ページ)	箱崎ふ頭は将来像図に「港湾機能ゾーン」として示すとともに、まちづくりの主な視点として「港湾機能の充実・強化」を位置付けており、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
63	多の津の流通業務地区では、建物の老朽化に加え、地区内の道路や公園等の位置、形状が定められており、国際競争力の高い高質な都市空間の形成が困難であるため、東区のまちづくりの方向性に都市空間の高質化などについて記載をお願いする。		
64	多の津の流通業務団地は、老朽化に加え、大型化する車両や近年の就業環境ニーズに対応できておらず、「公共施設の整備改善及び宅地の利用増進により、流通業務機能の向上及び就業環境の改善、地域防災力の向上等を図る」といった内容を追記してもらいたい。		
65	物流を支える重要な基盤である福岡流通センターを拠点として位置づけ、将来的な整備・更新・機能強化を図る方針を記載してもらいたい。	□原案どおり (57,59 ページ)	福岡流通センターは将来像図に「流通・工業ゾーン」として示すとともに、まちづくりの主な視点として「流通・工業機能の維持・向上」を位置付けており、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
66	交流拠点都市の形成において、空港・港湾と連携する物流機能の強化は不可欠であり、多の津地域も、道路・駐車場・荷さばき場の再整備により、都市全体の物流効率を高めるべき地域ではないか。		
67	流通業務団地のエリアは、交通利便性と流通・工業ゾーンとしてのポテンシャルが高いため、「流通・工業ゾーン」ではなく、拠点に位置づけていくべきだと思う。		
68	多の津エリアは、都市軸の将来像の実現性が高いエリアであるとともに、今後は貝塚駅の東側に JR 新駅が整備されることもあり、周辺地区一帯としてまちの方向性を定め、活性化していくべきエリアのように思う。		

	意見要旨	対応と考え方	
69	多の津に福岡流通センターが立地しているが、施設の老朽化が進んでおり、多の津を中心とした福岡流通センター周辺のエリアについて再整備が必要という課題を追記してもらいたい。	□原案どおり (57,59 ページ)	福岡流通センターは将来像図に「流通・工業ゾーン」として示すとともに、まちづくりの主な視点として「流通・工業機能の維持・向上」を位置付けており、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
70	多の津の流通業務団地は、中長期的な視点に立って産業機能の更新が必要であるため、東区の「現況と課題」の中で言及があるべきと考えている。		
71	都市計画道路多の津内橋線と国道3号が接続することで交通ネットワークの強化も図られるため、早期実現に取り組む旨の記載をお願いする。	□原案どおり (35 ページ)	交通体系づくりの基本的な方針②の取組みの基本的な方針において、「幹線道路ネットワークの形成」を位置付けており、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
72	国際的な居住・観光拠点に向けて、海の中道をリゾートエリアとして再整備し、マリーナ・ビーチ・高級ホテルを整備してはどうか。	□原案どおり	ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
73	二万人規模のアリーナと宿泊・商業施設、和白地区の白砂青松を生かした高級リゾート地区の開発を行ってはどうか。		
74	博多駅周辺と天神周辺でめざすべきまちづくりの方向性・将来像・まちづくりの主な視点などが、各地区の個性や差異が読み取れる内容であると、より地区間での競争・協働・協調・連携が図られるように思う。	□原案どおり (28 ページ)	都心部の将来の都市構造に、天神や博多駅周辺など、都心核ごとにめざす姿を位置付けており、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
75	ウォーターフロント地区へのアクセス改善について、博多区の構想の中でのより具体的に示すべき。 中央ふ頭・博多ふ頭を拠点に位置づけるのであれば、地下鉄やBRT、都心循環バス等との結節、モノレールやケーブルカー、歩いて海辺に出られるルートの整備、回遊性の高い水辺動線の構築など、アクセス面の方向性を明文化することをお願いする。	□原案どおり (29,35 ページ)	ウォーターフロント地区へのアクセス改善等について、都心部の将来の都市構造において、都心核や都心拠点間の交通連携を示すとともに、交通体系づくりの基本的な方針②の取組みの基本的な方針において、「拠点へのアクセス強化」を位置付けており、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
76	キャナルシティ周辺や大博通り沿道は「複合市街地ゾーン」よりも「都心核周辺ゾーン」のほうが相応しいのではないか。	□原案どおり (65,66 ページ)	将来像図におけるゾーンの分類は、土地利用などの現況から市街地を類型化したものです。 また、「都心核周辺ゾーン」については、都心核との近接性を踏まえ将来像図に示しております。

	意見要旨	対応と考え方	
77	博多区の「現況と課題」において、筑前国一宮であり、「三大住吉」の1つである住吉神社については、図中にも文化財・寺社として記載があることから、「柳田神社や東長寺、聖福寺、承天寺などの神社仏閣」に追加してはどうか。	■原案修正 (68 ページ)	文言を追加しました。
78	将来的なアサヒビル博多工場の移転跡地の利活用などを、「現況と課題」に今後の検討課題として記載してはどうか。	□原案どおり (30 ページ)	土地利用の基本的な方針①の取組みの基本的な方針において、「大規模な土地利用転換における適切な土地利用の誘導と周辺環境との調和」を位置付けており、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
79	博多区は専門学校が多数立地している区の特性を活かして、学生と連携した施策を行うことで、学生に地域への愛着が生まれ、就職する際に福岡市を選ぶ可能性が増えるのではないか。	□原案どおり	ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
80	「中央区のまちづくりの方向性」に「都心部への自家用車の流入抑制のため、プリンジパークの整備やトランジットモール（たとえば、明治通りなど）設置の検討を図ります。」を追加してはどうか。	□原案どおり (35,70 ページ)	中央区のまちづくりの方向性に「都心部を支える交通環境づくり」を位置付けるとともに、交通体系づくりの基本的な方針②の取組みの基本的な方針において、「都心部への自動車流入の抑制」を位置付けており、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
81	「中央区のまちづくりの方向性」に「都心部に外の都市にはない、緑の軸線を整備します。具体的には、セントラルパークからアクロス福岡、須崎公園、那珂川の水際線を経て、博多港との間を、ブルーバールで結ぶ計画を検討します。」を追加してはどうか。	□原案どおり (70 ページ)	中央区のまちづくりの方向性に「都心部における水辺や通り、広場などのオープンスペースを活用し、花や緑、文化芸術、歴史などにより、彩りと潤い、賑わいがある魅力的なまちづくり」を位置付けており、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。

〈その他〉

	意見要旨	対応と考え方	
82	今回の改定案において、様々な角度から福岡市のまちづくりのあり方、将来への方向性を示したことを高く評価し、おおよその点で賛同する。		
83	福岡市は人口が増え続けており、推計よりも多くなっても対応できるような都市計画を考えもらいたい。	□原案どおり	ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
84	他の都市に負けず、もっとワクワクするような開発をしてほしい。		
85	福岡市こそ、日本・アジア・世界の憧れの都市であるべきで、誇りと信念を持って、未来ビジョンを創ると良いと思う。		

	意見要旨	対応と考え方	
86	更に魅力ある福岡市を、次世代の子どもや後世に残せるような事業を期待する。行政も本気になって取り組めば、市民もありがたく、支援体制も構築されると思う。	<input type="checkbox"/> 原案どおり	ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
87	福岡は、世界的に魅力的な都市として評価されていると思うが、これから必要なこととして、ベイエリアを利用し、世界中の方々が福岡に来たら、ここに行きたいという魅力ある施設を計画に入れてもらいたい。	<input type="checkbox"/> 原案どおり (19ページ)	都市づくりの基本方向Ⅰに「九州・アジアの交流拠点都市の形成」を位置付けており、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
88	福岡市がどのような歴史で成り立ち、今があり、これからどこを目指すのかをわかりやすく、市民や来訪者、子どもたちに理解してもらえる施設をつくり、市民の意見を拾い上げてもらいたい。	<input type="checkbox"/> 原案どおり	ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
89	都市計画マスタープランに、市街地整備や埋立地拡大の変遷、歴史資源との位置関係を視覚的に表現することで、鴻臚館や元寇防塁などの福岡市固有の歴史が現在の都市空間のなかでより身近に感じられ、市の魅力発信にも寄与するのではないか。	<input type="checkbox"/> 原案どおり (60ページ等)	区別構想の現況と課題の図に、文化財・寺社などの位置を示しており、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
90	「歴史資源」と「歴史的資源」の違いがなければ統一してはどうか。	<input type="checkbox"/> 原案どおり	上位計画などを踏まえ、記載しております。
91	外国人にゴミ捨て等のマナーの周知が行き届いていない印象がある。 インバウンド対策も大切であるが、福岡に暮らす外国人と共存できるような政策もお願いしたい。	<input type="checkbox"/> 原案どおり	外国人住民に対しては、多言語による情報提供や、出前講座の実施などにより生活ルール・マナーの周知・啓発に取り組んでおり、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。
92	外国人居住者が自転車で歩道を全力で走るなど、危ない場面に遭遇する機会が多い。 悪意があってやっているのではなく、自転車の乗り方を知らないが故に起こっていることと思われるので、例えば彼らが通う職場や学校へ出向きマナー教育を行うといった地道な活動が必要ではないか。		
93	意見募集の期間が短すぎるとと思う。 これだけの分量の計画案を1ヶ月で読み込み、意見をというのは、市民生活の実情に合わず、広く多くの市民の声を聞きたいという姿勢には感じられず、もっと期間を長くしてもらいたい。	▽その他	今回のパブリック・コメントについては「福岡市パブリック・コメント手続要綱」に基づき実施しており、ご意見は今後の取組みの参考にさせていただきます。